

平成 29 年度 第 1 回 高知市地域福祉計画推進協議会

日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

開会

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 1 回高知市地域福祉計画推進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、健康福祉総務課課長補佐の川田と申します。議事に入るまで進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、健康福祉部長、村岡よりご挨拶を申し上げます。

（事務局 健康福祉部長 村岡）

健康福祉部長の村岡でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、協議会にご参加をいただきましてありがとうございます。

また、日頃は、地域福祉の推進はもとより市政全般に渡りましてご尽力を深く賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

平成 25 年から地域福祉活動推進計画を策定をして、この取組も丸 5 年を迎えようとしております。それぞれの地域で様々な取組が前進をしておりますけれど、なかなかやっぱり地域福祉の取組というのは、本当に地域が変わったなとか、人が変わったなというのが実感できにくい取組だなということを感じています。そういった意味では、私たち自身がやっぱり地域福祉の取組の中で、やっぱり地域が変わっていく可能性があるものということをしっかり信じながら取組を進めていくということが大変重要ではないかと感じているところです。

こういうことが、ご存じというか、お知りの方もおいでだと思いますけれど、利己的な遺伝子という言葉があります。利己的に生きるとか利他的に生きるという言葉があるんですが、誰か他人のために何かしなさいと今、利他的に生きていきましょうというのがよく言われるんですけど、遺伝子の中に利己的な遺伝子がいうことで、そういうことを社会科学の立場で研究をした方がおいでまして、どういうことかという、それを一つのシュミレーションで実験をしています。中身的に、ある種類の鳥のてっぺんにダニが寄生をして放っておけば死に至るという想定で、3 種類の鳥が今いる想定なんです。自分のくちばしでは取れないから誰か他の鳥に取ってもらわないといけない。相手構わず取ってあげるお人よしの利他的な鳥という鳥と、自分のは取らせておいて他の鳥のは取ってやらない、ごまかしちゃろうという利己的な鳥ですね。それと、初対面や以前取ってくれた人のダニは

取るけれど、以前取ってくれなかった鳥のダニは取らない。そういうお互い様の鳥という想定で、ドーキンスという方が、この多人数のお人よしと少数のごまかしやと少数のお互い様の鳥を出会わせて、どういうシミュレーションになるか。大体、想像が最初はつくんですが、だましやのほうが一番多くなっています。最終的には、だましやばっかしになっていくと、相手の頭のダニは取ってくれないですから、結果的に、だましやはだんだん消滅をしていって最終的には、お互い様の鳥が増加をしていくということが社会学の中でも遺伝子研究の中でもそういうことがいわれています。自らの生き残りを懸ける遺伝子の利己性、自分を守らなくてはならないという利己性があるから共生関係というのが含まれているということなんですね。

そういった意味では、人間社会というのもそういうことなのかな。今、いろんな関係性というのが崩れてきていますけれど、それをまた改めて取り戻していくような動きというのも、特に最近では若い世代を中心にしながら、中学校だとか高校なんかで南海トラフに備えた防災の取組だとか自主的な取組というのも前進をしてきていますし、最近、高知県に移住をしてくる方というのは高齢者が多いんじゃないんですね。20代から40代の方が大体8割を占めています。29年度の状況でもそういった状況で、若い方々がやっぱり人のつながりだとか、やっぱり自然だとか、やっぱり暖かさというのを求めて来ているということがありますので、やっぱりそういった可能性を信じながらこの取組を進めていくということが非常に重要ではないかと考えています。

そういった意味では、この5年間の総括と、それから31年度からまた新たな計画を推進をしていくということで、30年度には具体的な協議を進めていくということになりますので、委員の皆様のような様々な角度からの積極的なご意見を頂戴いたしますようお願いをして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

(司会)

続きまして、資料の確認です。事前にお送りさせていただいております資料は、会次第、平成29年度第1回高知市地域福祉計画推進協議会資料。あと資料①、高知市地域福祉活動推進計画H29年度取り組み報告。資料②、生活困窮者自立支援関係事業説明資料と添付資料、地域福祉に関するアンケートのお願いとなっております。また、本日お机に配付させていただいております資料として、地域福祉コーディネーター活動事例集となっております。お手元に資料が足りない方はいらっしゃいませんか。

それでは、ここで協議会資料1ページの名簿をごらんください。高知市地区社会福祉協議会連合会の長谷川様のご退任に伴いまして、今回から名簿2番目の川崎洋輝委員にご就任いただいておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。川崎委員、お願いいたします。

(川崎委員)

皆さん、こんにちは。長谷川前委員の後任を賜りました，川崎洋輝でございます。
地区社連の副代表を務めさせておりました，一宮地区社会福祉協議会の会長も務めさせて
いただいております。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に，高知市の職員をご紹介します。健康福祉部長，村岡晃。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

いつもお世話になっております。

(司会)

健康推進担当理事，堀川俊一。

(事務局 健康福祉部健康推進担当理事 堀川)

堀川です。よろしくお願いいたします。

(司会)

健康福祉部副部長，田中弘訓。

(事務局 健康福祉部副部長 田中)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

福祉事務所所長，中村仰。

(事務局 福祉事務所所長 中村)

中村です。お願いします。

(司会)

続きまして，高知市社会福祉協議会の職員を紹介させていただきます。高知市社会福祉
協議会会長，吉岡諄一。

(高知市社会福祉協議会会長 吉岡)

吉岡です。よろしくお願いいたします。

(司会)

高知市社会福祉協議会事務局長，舛田郁男。

(高知市社会福祉協議会事務局長 舛田)

舛田です。よろしく申し上げます。

(司会)

そのほか，地域福祉に関係する各課，機関の職員が出席しております。各課につきましては，協議会資料 2 ページ，高知市地域福祉計画庁内検討委員会の名簿をご参照ください。

続きまして，今回の推進協議会の開催の趣旨についてご説明いたします。協議会資料 3 ページをごらんください。

今回は，高知市地域福祉活動推進計画の推進に当たり，高知市地域福祉計画推進協議会条例第 2 条の項目のうち，第 2 号，地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること，第 3 号，地域福祉計画推進の方策に関すること，第 5 号，その他地域福祉計画の推進に関するに基づいて協議をしていただくために開催しております。

計画推進のための基本目標については，5 ページの図のとおりですのでご参照お願いいたします。

本日の協議会ですが，前半では，高知市地域福祉活動推進計画の進捗状況についての報告を行った後，質疑応答，協議となっておりますが，その際，地域福祉コーディネーターの活動についてのご意見も頂きたいと思っておりますので，よろしくをお願いいたします。

後半については，次期計画策定に係る国の動向と，次期計画の市民アンケート案について説明させていただく予定ですので，質疑応答，協議の際は積極的なご意見，発言をよろしくをお願いいたします。

なお，この協議会につきましては，情報公開の対象となっておりますので議事録を作成する関係上，ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき，その後にご発言をお願いいたします。また，録音をしている関係で必ずマイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは，ここからは山村会長に進行をお願いし，議事に入りたいと思います。山村会長，よろしくをお願いいたします。

(山村会長)

皆さん，こんばんは。ここから進行を務めさせていただきます，山村です。どうぞよろしく申し上げます。

最後にご挨拶させていただきますが，私事ではありますが，今日が最後の出席になります。今年度最後という意味ではなく，それは皆さん同じなんです，来年度も含めて最後になります。こういった協議会では余り使わない言葉ですが，最後まで悔いのないような形で終わりたいと思いますので，どうぞよろしくをお願いいたします。では，以降，座って

進めさせていただきます。

では、次第に沿ってですけれども、早速、事務局からの報告事項に入りたいと思います。2番になりますけれども、報告及び協議事項の(1)になりますけれども、高知市地域福祉活動推進計画の進捗状況について事務局からお願いします。3名の方にご報告いただいて、その後、質疑や協議の時間を設けたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、事務局からお願いいたします。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

いつもお世話になっております。高知市健康福祉総務課、朝比奈と申します。

資料は、資料①と右上のほうに書いております、高知市地域福祉活動推進計画 H29 年度取り組み報告の冊子を使わせていただきます。座って失礼いたします。

それではまず、1 ページ開いていただきまして上の 1 ページ目の資料になります。高知市における地域福祉活動の推進につきまして、図が書かれております。地域と住民を中心とした様々な機関が、地域福祉活動を推進しております。小地域での地域組織、地区社連、地区社協、市社協、高知市、社会福祉事業者等、市民児連、地区民児協、そういった活動を推進していく中で、下の 2 ページに書いておりますが、高知市地域福祉活動推進計画は、基本理念を「誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり」を基本理念としており、基本目標としましては、5 つをそちらに書いております。1 つ目、「おたがいさま」の住民意識づくり。2 つ目、小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見。3 つ目、地域での支え合いの仕組みの構築。4 つ目、地域ケアネットワークシステムの構築。5 つ目、地域福祉を推進するための体制基盤づくり。この中で、本日、全体的に報告をさせていただきますが、まず重点の基本目標であります 5 つ目、地域福祉を推進するための体制基盤づくりの中の市の役割に関連する部分を、まず報告させていただきます。

1 ページおめぐりいただきますでしょうか。3 ページ目の説明をさせていただきます。後期重点ということで、中間評価の後にも重点目標としまして行ってきました市の役割について、こちらに書かせてもらっております。平成 27 年度中間評価により抽出された課題としまして、現在の関係課を超えた取組強化と地域福祉コーディネーターの増員の部分が課題として抽出されておりました。中間評価時の取組の方針としまして、地域を舞台に展開される部署間での更なる連携強化、地域福祉を推進する体制の強化。それらを受けまして、中間評価後の取組を一番右端にまとめさせていただいております。庁内の連携体制作りは昨年度にも報告させていただきましたが、地域課題検討会議、防災福祉部会、庁内検討委員会、他の保健福祉計画との連携という部分で連携体制作りを行ってきました。下線を引いております他の保健福祉計画との連携の部分、高齢者保健福祉計画及び障害者計画ワーキンググループとの情報交換が、平成 29 年度新たに行った部分になっております。地域福祉を推進する体制の強化としまして、市社協への職員派遣継続、地域福祉活動への財政的支援継続、地域福祉コーディネーター 4 名増員、地域福祉に関する部局研修会の企画及び

実施（市社協と市の共同企画）の分があります。高知市関連各課及び関連機関への地域福祉コーディネーターの活動周知というものをこの何年間で行ってきておりますが、特に下線につきましては、29年度の活動を新たに行ったものになっております。

4 ページ目につきましては、細かい内容、実績等を書かせてもらっております。①高知市役所内の連携体制づくりは、地域課題検討会議、防災福祉部会等がありますが、実績のほうにつきましては、開催回数を表の中に書かせてもらっております。29年度につきましては、ブロック会が15回というところで多く開催ができております。

次のページをご覧ください。5 ページ目になります。庁内検討委員会（5部14課参加）の開催につきましては、庁内検討委員会、今年度1回、ワーキンググループで1回。そして、下に米印で書いておりますが、健康福祉総務課と市社協にて、事務局会議を随時開催しております。2月の時点で5回の開催をしておりますが、随時、担当職員で意見交換とそれから計画の振り返り等を行ってきました。

次に、6 ページをご覧ください。他の保健福祉計画との連携の部分で、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【29年度 次期計画策定】の年に当たっております。2日前に高齢者保健福祉計画のほうは推進協議会が行われまして、市長報告の準備を今、進めております。障害者計画・障害福祉計画も昨日5回目の推進協議会が終わりまして、同じく市長報告を控えております。健康づくり計画につきましては計画策定、終わりまして、市長報告も終了しております。子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成31年度に次期計画策定予定となっておりますが、またニーズ調査等の新たな動きも平成30年からあるということをお聞きしております。実績としまして、①、②と書いておりますが、地域福祉活動推進計画、中間評価の報告等を行ってきた経過もありますし、②の部分につきましては、28年度、29年度かけまして、地域共生社会に向けた国の動向等の報告を行ってきました。各ワーキンググループにおいても、地域福祉コーディネーターの活動も含めて周知をしてきた経過があります。

次をお開きください。7 ページ目になります。地域福祉を推進する体制の強化としまして市社協への職員派遣と書いておりますが、市職員の派遣4名（事務職2名、保健師2名）が平成29年度も継続して派遣されております。

8 ページ目に書いておりますが、地域福祉活動への財政的支援としましては、補助金としまして高知市から市社協に地域福祉コーディネーター人件費（12名分）、地区社協活動助成事業、研修費等の財政的支援を継続しております。

次に、9 ページをお開きください。地域福祉を推進するための体制基盤づくりとしまして市の役割を振り返ったときに、平成30年度に向けた課題を3点書かせてもらっております。高知市における地域を舞台に展開される事業は年々増加しており、平成28年度に取組を開始した5部14課から構成される地域福祉計画推進協議会ワーキンググループ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等の推進協議会や、そのワーキンググループの活動を通して更なる連携強化を図る必要があります。

また、連携を通して市職員の地域福祉に係る人材の育成にもつなげていく必要があります。2 つ目、地域を舞台に展開される高知市の関連部署と地域福祉コーディネーターとの連携の基盤づくりとして、日々の業務の情報交換等の機会を継続していく必要があります。3 点目、次期地域福祉活動推進計画の策定に向けた課題整理等を通じた庁内関連部署及び関係機関、地域住民等との連携を強化していく必要があるというところで、3 点を書かせてもらっております。

10 ページにつきましては、各庁内の関連部署に確認をしまして、地域福祉活動に関連する高知市の主な取組を一覧でまとめさせてもらっております。下線を引いておりますのが、平成 29 年度、新たに始まった取組としまして、10 ページと 11 ページに記載しているものがありますのでご参照いただければと思います。

高知市からの報告は、以上になります。

(事務局 福祉管理課 坂田)

福祉管理課の坂田と申します。

私のほうからは、資料②の生活困窮者自立支援関係事業、説明資料というところで、こちらのほう私のほうでご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず 1 ページめくっていただきますと、重層的なセーフティネット制度ということで、生活困窮者自立支援制度というものがどういったものかということで概念図を描いております。第 1 のセーフティネットと最後のセーフティネット、これまでは生活保護、いわゆる失業したらすぐに生活保護に陥ってしまっていたところが、リーマンショック以降、大変こういう方が多くなってきたということで、国のほうが第 2 のセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度を平成 25 年に成立させております。

2 ページ目のほうの生活困窮者というのは、じゃあ一体どういう方かということを経済上の定義といたしまして、これは現在国会に諮っております改正案のほうから抜粋させていただいておりますが、そちらに書かれているとおりでございます。これまではその後段のほうにある、「現に経済的に困窮し」というところのみの定義だったものが、新しい法案では、手前に就労の状況、心身の状況、そして、地域社会との関係性その他の事情によりというのが追加をされておまして、これは何を意味するかといいますと、いわゆる社会的孤立ということを表現しているものになっております。

3 ページ目に行きますけれども、生活困窮者の自立ということで何が自立かということでそちらに書かせていただいておりますけれども、下半分の骨子のところで、社会福祉における理念「3 つの自立」ということで、①番、②番、③番、経済的、社会的、日常生活と 3 つありますけれども、生活困窮者自立支援制度は②と③に初めて制度としてスポットを当てた画期的な制度ということになっております。

4 ページ目のほうには、当然その社会的孤立を解消していかなければいけないということでございますと、本日の地域福祉活動推進計画等、大きくタイアップして進めなければい

けないということになっています。

5 ページ目に移らせていただきますが、では、どんな事業が実際にあるのかというところで、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、そちらに書かせていただいております。まず、左の下のほうの一番大きい枠であります。必須事業というのが2つありますけれども、その1つが自立相談支援事業ということになっております。これは、高知市の場合は高知市社会福祉協議会に現在委託をした形で、ニッセイビルの3階にあります高知市生活支援相談センターとなっています。複合的な困り事を包括的に受け止めて、ワンストップの機能を果たしていきましょう、本人の状態に応じた伴走的支援をしていきましょう、そして生活支援相談センターだけでは当然解決できないことも多いですので、地域や関係者とのネットワークの強化をしていきましょうということになっています。右に幾つかありますのが、一番上が必須事業の住宅確保給付金、就職活動を支えるための家賃の給付となっていますが、そこから下の就労準備支援、家計相談支援、一時生活支援、子どもの学習支援、この任意事業につきましては、まず就労準備支援事業といいますのは、現在、高知市では今の時点ではやっておりませんが必要性があるということで、30年、今年の10月より実施予定になっています。これは直ちに仕事に就けない方に対して、その準備をするための事業ということになっております。次の家計相談支援事業につきましては、現在も日本FP協会のほうに委託をさせてもらっているんですけども、これが月2回の実施といった相談を受ける側の都合で日程を決めていることや、それから自立の相談支援員と連携がうまくいかないなど十分に機能できていないということもありまして、4月からは自立相談員1名を家計相談に特化した支援員に置き換える形でやり方を改めるということになっています。次の一時生活支援事業といいますのは、現在も市社協と高齢協のほうがこの事業を行っていただいております、いわゆるシェルター事業ですが、非常にニーズが高くなっています。子どもの学習支援事業、これは皆様ご承知かと思いますが、高知市はチャレンジ塾をやっております。

5 ページのほうですけれども、高知市としての経過、市社協のほうに今、委託をしているというお話をさせていただきましたが、平成25年に法案が成立し、平成25年の10月に4者による運営協議会を高知市としては立ち上げ、自立相談支援を開始するといったしました。運営協議会形式というのは直営でもなく委託でもないということで、全国でも珍しい初めての取組ということで注目をされたところです。実際に高知生活支援相談センターがオープンをしたのは、25年の11月からということになります。地域福祉活動推進計画も、25年の4月からスタートしているということになっております。平成28年の4月からは運営協議会を開催いたしまして、市社協のほうに委託という形になっております。

6 ページのほうを開けていただきますと、自立相談支援の窓口でどういう理念で相談を受けているかということが、この三原則に出ております。オープン当初にこれを職員で決めたということで、「総合相談窓口として全ての相談をことわらない」、「困難な状況でも当事者への支援をあきらめない」、「課題の解決につながるまでなげださない」となっていま

す。この三原則が、実は昨年 11 月に行われました、全国生活困窮者の自立支援研究交流大会で大変、高い評価を受けたところです。

7 ページのほうに行きますと、どういった体制でやっていますかというところの概念図ですけれども、高知市社会福祉協議会が今、ニッセイビルのほうの 3 階に事務所を構えておりまして、生活支援相談センターとそれから権利擁護の部門、生活福祉資金の部門、障害の部門、それから地域協働課の地域福祉コーディネーターを擁する部門、これらが一緒になって同じフロアで仕事をしているという体制になっております。

8 ページのほうに移らせていただきますけれども、冒頭申しましたが、生活支援相談センター、市社協だけでは当然、困窮者の課題解決にはなかなかすぐにはできませんので、いろんな関係機関とネットワークを組むということが重要になってきます。そちらに、今現在のネットワークを構成している団体を書かせていただいております。公的なところと NPO、困窮者支援の団体が参画をさせていただいております。9 ページのほうに書いておりますけれども、全体会や居住と就労に分かれた各部会を開催しております。顔が見える関係づくりから始まって、具体的な個別の相談、事例の検討などもここでっております。

10 ページのほうに行きますと、生活支援相談センターの実績といえますか、数字が上がっているかということになっていますが、27 年度以降、29 年の 12 月末までの件数を書いております。27 年度、28 年度、それから 29 年度と新規相談受付数が見てのとおり微減をしている形ですけれども、これは数字ではなかなか出てこないですね。結局、その課題を受け止めて、その方を解決してプログラムを立てていく中で、すぐには解決できない方というのがたくさんいます。そういう方たちが、実は新規以外でもたくさん積み重なっているということが今現在の課題となっております。

11 ページのほうには、冒頭申しました任意事業を少し掘り下げて書いておりますけれども、ここは飛ばさせていただきます。

12, 13 ページにつきましては、一時生活支援事業について少し触れておりますけれども、ここで見ていただきたいのは 13 ページの利用状況というところで、27 年度、28 年度、29 年度とだんだん利用者数が増えており、29 年度 12 月の段階で前年度よりも多くなっておりますし、その利用者の中で就労自立を果たした者というのもどんどん増えていきます。これは、いわゆるシェルターで就労ができる方についてご支援をさせていただきながら、その方が生活保護を利用しない場合、いわゆる家を引っ越しをする、入居するための費用を貯めるために、どうしても利用日数が長くなっているという理由で、就労自立を果たした方が増えると、だんだんと利用日数を増えていくということで非常にニーズが高くなっています。これはホームレスの方の支援ということになりますけれども、現在は、いわゆる完全に家がなくて車上生活をしている方とか路上生活をしている方以外にも家庭の事情、様々な事情でもとのお家はあるけれども戻ることができないという方も増えている。「社会的なホームレス」の存在が見えてきたという現象になっています。

14 ページのほうでは、やはり生活困窮者自立支援制度と生活保護というのは非常に隣り合わせで密接な関係があるということにはなるんですけども、生活保護事務といいますのは、法定受託事務で国がやるべきことを市のほうがやっているということで、非常に決められたことが多い事務になっていますが、生活困窮者自立支援制度というのは、その地域の実情に合わせたやり方で行うということになりますので、大変、緩やかな自由な制度になっています。そこで、どうしても合わないところ、なかなか一体的になりにくいところがあるというのも、この生活困窮者自立支援制度が走りながら分かってきたことになりました。

15 ページのほうには、それを受けまして平成 30 年度に改正を予定されている案の中では、まず (1) というところで包括的な支援体制の強化、自立と就労準備、家計相談を一体的に実施することで効果が上がるということが分かってきていますので、国の補助率を上げて地方自治体の負担を少しでも減らしましょうとか、都道府県各局で把握した生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の利用勧奨、つまり「あそこに相談に行きなさい」ということを努力義務を創設することになっています。それから、関係機関の情報共有を行う会議体の設置ということで、その方の情報を分析する、把握するために守秘義務を設けているいろんな分野の方で、その方の生活困窮状態から抜け出すための支援については情報を出し合おうということになっています。

生活保護との連続的・一体的な取組の促進や、関係機関が情報を共有する仕組みをこれからは強化をしていきたいと思いますということで、16 ページのほうには今後、必要となる取組を示しています。まず 1 つ目は、多機関が協働し、先ほど少し説明しました、こうちセーフティネット連絡会の更なる発展。これには書いていませんが、これに加えて高知市役所の庁内の各課の連携というのが更に必要になってきます。先ほど余り説明できませんでしたが、家計相談支援につきましては、いわゆる困窮状態にある方につきましては税の滞納、多重債務など、お金の問題もたくさん絡んでいる方は多いです。こういうときに税や国保など徴収部門との連携が重要になってきますし、就労準備、お仕事に付く前の準備をさせていただくということでは就労体験などもありますので、いわゆる福祉部門だけではなくて農林水産部門や商工観光部門、市民協働部門なんかとの連携もこれから更に必要になってきますし、当然、教育との連携も必要になってきます。

そして、今日の協議会にもなりますけれども、「地域で支える」新たな仕組み、地域福祉の更なる推進ということが孤立を防止していく、孤立状態にある方を少しでもご支援していくという中では、地域福祉の概念というのは大変重要なものになってきていると。これが法改正後も更に促進していかなければいけないと思っております。

私からは以上です。

(事務局 高知市社会福祉協議会 馬場)

いつもお世話になっております。高知市社会福祉協議会の馬場と申します。

私のほうからは、資料①のほうに再度戻っていただきまして、13 ページからの高知市社会福祉協議会のほうの取組について、ご報告のほうさせていただきたいと思えます。座って失礼します。

資料の構成としましては、それぞれの基本目標及び方策別に今年度の方針、実施状況そして、そこから見えてきた成果及び課題、最後に今後の取組方針について整理のほうさせていただいております。

それでは、それぞれの目標に沿って1から5まで順次説明をさせていただきたいと思えますが、お時間も限られておりますので、主に今年度の取組というところを中心に報告をさせていただきまして、後の質疑応答のやり取りの中で補完のほうさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まずは重点施策であります、1「おたがいさま」の住民意識づくり、1-1 きっかけづくりになります。こちらの方策につきましては、情報発信、小地域における啓発、福祉教育の展開というものを今年度の主な方針として取組のほうを進めていきました。

実施の欄になりますが、例年通りの情報発信に加えまして今年度は特に(2)小地域における啓発活動の拡充というところに力点を置きまして、町内会の会合でありましたり、百歳体操・サロンにおいて啓発活動のほうを進めることにより、気くばりさんにつきましては昨年の約2倍となる105名が増加となりまして、新たな人材の発掘というところにもつながっております。また、啓発活動に関しましては、昨年のこの推進協議会の場にてご助言のほう頂きました高知市町内会連合会会長であります長尾委員のほうにご協力をいただきまして、町内会連合会総会の場におきましても高知市全域の町内会長の方々に対して啓発のほうをさせていただくことができました。

次に(3)福祉教育の展開の、ほおっちょけん学習の展開というところにつきましては、高知県保育士会理事の渡辺委員のご協力もありまして、保育園・学校等へのPRのほうを強化することができ、昨年の約2倍となる9カ所にて取組のほうを実施することができております。また、高校生を対象にした福祉教育の機会につきましても、これまでの集合方式というものに加えまして各学校にまで出向いて授業の一環として実施をさせていただくことにより、春野高校、高知追手前高校、高知北高校の3校にて福祉教育の機会を持つことができております。こちらのほうの課題及び取組方針としましては、フェイスブックのいいね数の伸び率の低下、それからNEWS ほおっちょけんを始めとする広報紙の配布が地域福祉活動への参加意欲の変容等に効果的にまだつながっていないということなどから、効果的かつ幅広い世代に対する情報発信について新たな手段の開発が必要であること、そして保育・小学校に比べ中学校・高校というところに対しては、福祉教育の機会づくりが不十分であるという課題から、幅広い年代に対応できる福祉教育プログラムの開発と機会の充実というところに努めていきたいと考えております。

続いて、資料14ページのほうをごらんください。基本目標1-2、福祉人材の育成というところになります。こちらの方策につきましては、人材発掘、それから人材育成を今年度

の主な方針として取組のほうを進めてきております。実施の欄になりますが、今年度は特に人材育成の部分に力点を置きまして、(3)の地域福祉活動へ参加する機会のコーディネートにも記載しておりますが、「楽しい」「やりがいがある」といった取組を活動の入り口とした団塊世代の組織化、また、お世話役の高齢化に伴い活動の継続が難しい百歳体操会場への支援を脳卒中当事者である「気くばりさん」に担っていただいた事例のように、協力を依頼したい活動を具体的に伝えることなど、働きかけやコーディネートの方法を工夫することで効果的に地域福祉活動へつながったという事例が幾つか出てきました。こちらのほうの課題及び取組方針としましては、「何かやりたい」と思っている人が地域福祉活動へつながるよう今年度の実践の中で得られた成果でありましたり、効果的と考えられる働き掛けというものを参考にしまして、これまでに発掘した人材が地域福祉活動へつながるための働き掛けというものを積極的に行っていく必要があるというふうに考えております。また、ボランティアさんの情報というところが組織内で十分に共有できていない現状を改善すべく居住地でありましたり、特技そういったボランティア情報のデータベース化のほうを図りまして、情報共有を組織内ですることで日々の支援の中で課題に対する人材のマッチングというものをより効果的に実践していきたいというふうに考えております。

続いて、資料 15 ページをご覧ください。こちらのほうが、平成 27 年度の間評価以降、重点となりました基本目標 2、小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見。2-1、住民主体の小地域福祉活動の推進という方策になります。こちらに関しましては、小地域における居場所づくりっていうものと話し合いの場づくりを、今年度の主な方針として取組のほうを進めてきております。実施の欄になりますが、おおむね町内会単位程度の小地域における居場所づくり、それから話し合いの場づくりというものに力を入れまして、立ち上げや継続のための支援、また話し合える場づくりというものを進めてきております。居場所づくりにつきましては、全国的にも今拡がりを見せております、こども食堂の取組の中で生活困窮世帯に対して現物給付を含む見守り支援を実施する事例というものが出てくるなど、市内全域で見ればまだまだ一部ですけれども、非常に大きな意味を持つ支え合い・助け合いというものが少しずつ始まってきております。また、小地域における話し合いの場づくりにつきましては、町内会ごとの課題の共有及び課題解決に向けた意見交換等を行う中で、住民計画の策定に取り組む町内会というのも出てきております。さらに、このような先進的な取組を他地区にも波及させるべく様々な機会を捉えまして、取組未実施の地域に対しても、今、提案をさせていただいているところです。

次に成果の②、小地域福祉活動の拡がりとして記載しているとおおり、高知市全域への面的な拡がりという部分につきましても計画の間評価を実施した平成 27 年度時点と比較をしまして、子育てサロン、それから高齢・障がいを含みますサロン、あと認知症カフェ等いわゆる地域福祉の拠点というものについて、その拠点の種類ごとに普及率、カバー率のほうを整理してみますと、平成 27 年時点では各種 3 から 4 割程度の普及率であったのに対して、29 年時点では各種約 5 から 6 割程度と、全ての種類において高知市 27 地区

の約半分以上のエリアをカバーすることができており、全市的な取組の展開という部分でも少しずつではありますが成果のほうが上がってきているのではないかと感じております。ちなみに現在実施されている、居場所づくりの取組に対する地域福祉コーディネーターの関わりとしてですけれども、主に立ち上げ支援と運営継続のための支援というふうに書いておりますが、関係機関等との連携協働の中で幅広く住民のやりたい思いを拾い上げ、立ち上げまでの工程を各専門機関と役割分担をしながら支援を行っているというのが現状というふうになっております。今後は、このような他機関との協働を通じた思いを形にしていく支援というものに加えて、ただ思いが出てくるのを待つということだけではなくて、地域アセスメントに基づく能動的な働き掛けによる取組の展開というところにつきましても、意識的に進めていければと考えているところです。

課題及び取組方針としましては、百歳体操やサロン等の既存の場の機能強化を図っていくことで共生型への発展であったり、その拠点を活用した見守りの仕組みづくりっていうものを進めていくこと。また、地域課題に対する学習会であったり話し合いの場づくり等を通じて、住民が主体的に課題を把握し解決を試みる体制づくりというものを支援していければと思っております。

続いて、資料 16 ページをご覧ください。基本目標の 2-2、地域ニーズの早期発見という部分になります。こちらの方策に関しましては、孤立の予防、それから住民同士の助け合い・支え合い活動の推進というものを主な方針としまして取組のほうを進めてきております。

実施の欄になりますけれども、今年度の新たな取組としまして、高知市地域防災推進課の進めております避難行動要支援者対策という部分と協働しまして、個別支援計画の策定過程の中に支え合いマップづくりの手法というものを活用していくことで、要支援者の心身の状況に加えて地域とのつながりについても可視化、それから共有することで課題解決に向けた検討のほうを行うことができるとしまして、防災と福祉の一体的な推進につながっております。

課題及び取組方針としましては、地域ニーズの早期発見の体制づくりに向け、まずは地域課題に対して関心を持つ住民を増やすということが大切であると考えており、避難行動要支援者対策や地域課題に対する学習会等を通じまして、地域における助け合いの必要性についての意識の啓発。また、民生委員児童委員を始めとする地域福祉推進のリーダーである住民との更なる連携の強化。さらに、住民によって掘り起こされたニーズっていうものに対応するべく、高知市生活支援相談センターや各社会福祉法人等との連携・協働体制の整備というものを進めていければと考えております。

続いて、資料 17 ページをご覧ください。基本目標 3、地域での支え合いの仕組みの構築。3-1、地域の各種団体・組織等との連携強化という部分になります。こちらの方策に関しましては、初めに資料の訂正・修正のほうをさせていただければと思いますが、シートの右側、評価の欄の (1) の②福祉委員制度の拡がりに記載をしております福祉委員の数ですけ

れども、「12 地区 150 名」と記載をしておりますが、正しくは「11 地区 150 名」ですので訂正をしていただければと思います。

それでは報告に戻らせていただきますが、この方策に関しましては、地区社会福祉協議会連合会の事務局機能の強化という部分と、地域づくりに関連する各施策等との連携・協働を今年度の主な方針として取組のほうを進めてきております。実施の欄になるんですけども、まず地区社連の研修会のテーマ設定を工夫することにより、新たな参加者の増加というところにつながっていております。また、研修会等へ参加した人のうち全体の約 7 割以上の方が、地域福祉活動への意欲が向上したというふうにアンケートで答えておりました、研修内容の充実という部分に関しましては一定の成果が上がってきているのではないかと感じております。さらに地区社連のほうの取組としましては、右側、評価の枠の(1)成果の②の先ほど修正していただいたところに記載をしているとおり、福祉委員制度を導入している地区社協にご協力をいただきまして、まだ制度の未導入な地区に対する積極的な PR 活動を実施していくことで、取組のほうがどんどんと広がってきております。また左側、実施の枠に戻っていただきまして、(3)「地域づくり」と関連する各種団体や関連施策との協働による取組の一体的な推進に記載しているとおり、各分野との連携・協働によって一体的に取組を進めているところです。課題及び取組方針としましては、地区社会福祉協議会連合会の研修会等へ参加することにより、地域福祉活動に対する参加意欲の変容には一定つながってきているものの、具体的な活動というところにはまだつながっていないというような現状から、参加する機会の充実とコーディネート機能の強化を図っていきたいというふうに考えているところです。また、特に小学校区のエリアにおいて、行政の各部署から地域づくりを目的としました様々な施策が存在しておりますので、そういった部分でも連携を更に強化しながら、地域住民の方に負担のない形で支援に入っていければというふうに考えております。

続いて、資料 18 ページをご覧ください。3-2、地区社協への支援という部分になります。こちらの方策に関しましては、地区社協への支援、それから支え合い会議の開催を主な方針として取組を進めていております。支え合い会議の開催支援として、今年度はこれまでの小高坂地区における取組の拡充に加えまして、新たに秦地区におきまして地区社協を中心とした支え合い会議の開催支援のほうを行っております。また、今後の全市的な取組の展開に向けまして、こういった小高坂、秦の取組のほうを他地区にも波及させるべく様々な機会を捉えまして、他地区への提案のほうを行っているととなっております。課題及び取組方針としましては、小高坂、秦の事例からも見えるように、地区ごとにまとまりやすい範囲というのが異なっております、地域性に応じた柔軟な取組の展開というものが必要であるため、話し合いの場づくりを行う上でのエリア設定等につきましては、地域側の意向等を確認しながら実施をしていければというふうに考えております。

続いて、資料 19 ページをごらんください。基本目標 4、地域ケアネットワークシステムの構築という部分になります。こちらの目標に関しましては、住民と専門職が協働した地

域づくりの実践という部分と、分野を超えた各種団体や組織との連携強化という部分を今年度の主な方針として取組のほうを進めてまいりました。実施の欄の(1)の③、専門職と小地域福祉活動との連携強化としまして、スクールソーシャルワーカー及び就学促進員さんとの懇談会のほうを実施しまして、子ども食堂、それから子どもの居場所というものの取組につきまして、情報を共有することで活動を通じた住民と専門職の連携による課題の早期発見、そして早期対応ができる体制づくりというものを進めてきております。また、(2)地域福祉コーディネーターの役割の周知としまして、高知市健康福祉総務課との連携の下、児童、障がい、高齢の各分野の専門職に対しまして、総会や研修会等の機会を捉えまして地域福祉コーディネーターのPRというものを実施をすることで、連携機関からの相談も少しずつ増加のほうをしてきております。課題及び取組方針としまして、まだまだ実践事例の少ない住民と専門職の協働を更に促進していくべく、専門職の地域福祉活動への参画をコーディネートしていくこと、また各専門機関に対する地域福祉コーディネーターの役割の周知というものを通じまして、連携及び協働体制の構築に努めていきたいというふうに考えております。

続いて、資料20ページ5をご覧ください。基本目標5、こちら重点になりますが、地域福祉を推進するための体制基盤づくりという部分になります。こちらに関しましては、コーディネーターの資質の向上という部分と、地域づくりに関わる各部署との連携強化のほうを進めてきております。実施の欄の(1)、地域福祉を推進する体制の強化としまして、地域福祉コーディネーターが新たに4名増員となりましたので、そういった増員に伴いまして小地域、町内会とか自治会単位のエリアへの啓発回数の増加、また今年度から新たに東西南北の各ブロックにてチーム制のほうも導入しておりまして、知識や経験年数等による支援の格差が生まれないように努めるとともに、圏域ごとに年間計画を立てまして、より戦略的に地域に関わっていくということを念頭に置きながら、業務のほうを進めてきております。さらに(2)、地域づくりに関わる各部署との連携強化としまして、これまで関わりの少なかった児童福祉分野との連携強化を図るべく、先ほどもお伝えしましたスクールソーシャルワーカーでありましたり、母子保健課の保健師との懇談会を実施することで顔の見える関係づくりにつなげております。こちらの課題及び取組方針としましては、複雑かつ多様な生活課題に対応できる実践力を強化するために、キャリアパスの作成及び研修会への参加の機会の充実など、地域福祉コーディネーターのスキルアップ体制の整備を図ること、また関わりの少ない障害分野等との連携・協働を更に進めていければというふうに考えております。

以上が、各目標に沿った実施内容等の説明となります。

最後に、当日資料としてお配りをさせていただいております、地域福祉コーディネーター活動事例集について簡単にご紹介のほうをさせていただければと思います。こちらの資料のほうは昨年の推進協議会の場合でも配付のほうをさせていただいた物と同様の物になるんですけども、昨年に比べまして新たに3つの事例が追加というふうになっております。

こちらは、地域福祉コーディネーターの活動の見える化というものを目的に作成をしております。地域福祉コーディネーターの関わりの内容として、こういったタイミングでこういった組織とか人、そしてこういった働きかけをしているのか、そういった中でどのような場づくりというものを行ってきたかというものを円のような図があるかと思えますけれども、高知市社協のコーディネーターを中心としまして上のほうから時計回りにそういったところの整理をしております。支援の結果、地域にどのような効果が生まれてきたのかという部分においても、また見ていただければと思います。本日、報告をさせていただいた計画の各項目の目標ごとの成果の中にも幾つか具体的な実践事例という、具体例というものが紹介をさせていただきましたけれども、それぞれの活動を動かしていく過程の中で、このように人材や組織のマッチング、そして様々な場づくり等の支援を実施しているというふうに参考程度に見ていただければと思います。

以上で、高知市社協の取組についての報告を終わります。ありがとうございました。

(山村会長)

説明にありました冒頭、司会の方からもありましたように、市の域にとどまらず、地域コーディネーター活動そのものについての、期待ということも含めまして、ここからは協議の時間にいきたいと思います。どなたかからでも結構ですので挙手でお願いしたいと思います。ご意見ありますでしょうか。

ごめんなさい、立場上、私からというのはどうかと思いますが、ちょっと空気が温まるまで、少しお聞きしたいと思います。

資料①の4ページや5ページ、これは指摘ではなくて肯定的な意味での質問になるんですけども、高知市役所含む市役所内部で連携体制作りでということでは、庁内検討委員会については社会福祉協議会はやっぱり入っております。それは、もちろん市役所の部分ではありませんけれども、その辺を意識といいましょうか、位置付けといいましょうか、それはオブザーバー的な位置付けで参加してるとか、例えば、一員としてとかいうか、そういった高知市のほうを意識といいましょうか、そういったことをちょっと教えていただけますでしょうか。関係がある方。どなたかちょっとその辺の、高知市社協さんが、これに参加してるっていう意味合いといいましょうか、高知市としての考え方っていうのをちょっと教えていただければと思います。これは毎回参加していらっしゃるんですか。すいません、冒頭からちょっと難しいんですが。

(事務局 健康総務課 川田)

すみません、健康福祉総務課の川田です。

庁内検討委員会といいますのは、推進協議会開催の前に基本的に開催しております。その際やはり、推進協議会に報告する内容としまして、地域福祉計画に基づいた取組をここに報告するというようになっておりますので、この計画自体が高知市と社会福祉協議会の

ほう、一体的に作っている取組、計画になっておりますので、やはり一緒に地域福祉の推進に取り組んでるということで庁内の検討委員会のほうにも参加して、一体的に取り組むというような意識付けといたしますか、そういうことになっております。

(山村会長)

よく分かりました。そういったちょっと意識的なところでお伺いしたかったものですから、聞いたところです。

お願いいたします。

(事務局 地域コミュニティ推進課 田村)

市民協働部地域コミュニティ推進課の課長の田村と申します。お世話になります。

資料4ページのほうですが、この高知市役所内の連携体制づくりについて少しご説明いたします。まず、ア)の地域課題検討会議のほうですが、説明にもありますとおり各部局の副部長級による庁内横断的な協議を実施ということで、どうしても今、市民協働部の地域コミュニティ再構築事業ということで、それぞれの地域において様々な分野の団体の皆さんが着いていただいているような、こういった円形の会議の場に皆さん着いて、それぞれの地域の課題を共有していこうということを今進めておりますが、地域のほうで横の連携を取るというだけではなくて、市役所内部のほうでもいわゆる縦割り行政にならないように、庁内の中でも部局の垣根を越えて課題を共有したらどうかということで、設置をした組織になります。イ)の防災福祉部会は、この検討会議の中に設置をしている課長級の部会として、今、地域コミュニティ推進課が事務局になって、地域防災推進課と、それから市社協さんのほうはそれぞれ福祉分野で実際に各地域で活動されている組織ということで一緒に共有させていただいているという状況です。

(山村会長)

ありがとうございました。ほかに。

お願いいたします。マイクをお願いいたします。

(吉永委員)

ちょっと基礎的なところなんですけども、高知市からの生活困窮者自立支援事業関係事業説明資料で1番最初の1ページに重層的なセーフティネット制度のこの図式を考えてらっしゃるんですけども、この最後のネットになってる生活保護制度のいわゆる保護率の変化っていうのは、例えば、平成26年から29年にかけてどんな変化があったんでしょうか。

(山村会長)

お願いいたします。

(事務局 福祉管理課 坂田)

福祉管理課の坂田です。

26年からといいますか、リーマンショックが起きました平成24年、25年辺りが%で申しますと38%を超えておりました。28年度末現在で36.8%だったと記憶しておりますが、微減をしている状態ではあります。

(吉永委員)

ありがとうございました。

じゃあ、特に端的に言うと、26年から28年で少し保護率が上がってると見ていいんですか。そうでもない。

(事務局 福祉管理課 坂田)

38から36ですので、若干下がっているということですね。

(吉永委員)

ちょっとの減少ということですね。

(事務局 福祉管理課 坂田)

そうです。

(吉永委員)

ちょっとごめんなさい、聞き間違えました。下がってるわけですね。

(事務局 福祉管理課 坂田)

はい。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

29年12月時点では、35.9%と聞いたことがあります。

(吉永委員)

29年で。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

昨年12月で。

(山村会長)

吉永委員，よろしいでしょうか。

ちなみに%というの、1,000分の1の計算ですね。誤解ないようにごめんなさい。念のため。同じ資料ですいません、私からですけれども、例えば、同じ4ページのところですけれども、これでいくと国が設定している必須事業等は分かりますけれども、国が設定している任意事業は高知市においてはほぼ網羅、実施しているということになりますので、よろしいでしょうか。

(事務局 福祉管理課 坂田)

福祉管理課の坂田です。

任意事業の中で唯一やっていなかったのが、就労準備支援事業ということになりますが、平成30年度10月から開始ということになりますので、30年度内に全ての任意事業を高知市も実施をするということになります。

(山村会長)

ありがとうございます。

全国的には、この任意事業をするしないというところでは、かなり自治体によっては差があるというところが出て。今も承知のとおり、大変心強く思います。そういったこととしてくださる、だんだん要望も高くなって、今度はどのようにやってるのかとか、やるやらないだけではなくどのようにとか、または更なるというとか、学習支援にしても、その数がやっているけれども数が妥当な数がそういった精査も今後必要になろうかと思えますし。ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、あくまでも国がかなり利用して設定した必須と任意ですけれども、もしかしたらという一面も持ってほしいんです。こういった事業だけでは、少しそれでもこぼれ落ちる人がいるかもしれないとかですね。自治体によってはプラスアルファでも、高知もそうですけれども、フードバンクなどをプラスアルファに物すごく力を入れていたりとかいうこともありますし、そういったことも常に目配りをしながら、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。

お願ひいたします。長尾委員。

(長尾委員)

これは関連でございませうが、また非常に高知市の財政が悪く悪化しておることが新聞報道とかいろいろなところで耳にするところでございませう。このいわゆる生活保護をいろいろ困窮者の支援制度もございませうが。いろいろ私も町内会の関係してございませうので、いろいろうわさとか耳にする事例がいろいろあります。この場でそういう事例は申し上げませうが、職員も非常に多い。また予算のほうでも、その割合が非常に高い状況だと思ひませうけど。行政のほう、いろいろ私たちが耳にするうわさをするようなことは把握をして

おるかどうか、またどのような努力を、生活保護率を1%とか2%を下げる努力をどんな努力をしておるかちょっと教えていただきたい次第ですが。

(山村会長)

ありがとうございます。

耳にするというのは決していいイメージだけではないイメージで、こう耳にするっていうようなことも含めてといいたいでしょうか。むしろそちらかもしれませんが、そういった含みを持つての質問になりますが。

お願いいたします。

(事務局 福祉管理課 坂田)

福祉管理課の坂田です。

うわさというのがこちらで想像するしかないわけですが、生活保護の適正化に向けては日々努力いたしております。生活困窮者の自立支援制度というのを25年度から高知市も取り組み始めまして、保護の手前で何とかするという、制度になっております。これも成果を見せてきているというところだと思いますので、保護率のほうも若干、下がってきているのではないかと推測はされますが、一方でまだまだ高知市も全国でもそうですけれども、今の国民年金を満額もらったとしても、ほかに収入がなければ生活保護基準以下になる方というのはたくさんいると。この方たちが実はまだ生活保護制度で捕捉されていないという現状もあるかと思えます。

今の36%というのが下がってきているとはいえ、本当に捕捉され切れているのかという自分の感想です。繰り返しになりますが、生活困窮者自立支援制度の中でも就労のための準備をしていく事業を新たにやり始めるとか、家計相談で家計を改善をさせていただくことで、少しでも困窮状態から早く抜け出せるご支援をさせていただくとか、任意事業を組み合わせたことを生活保護と一体的にやることで保護制度を利用したとしても、今度出るときに出やすい制度にしていく、出た後の生活困窮者自立支援法の制度の中で、また引継ぎができるような体制というのもこれから作っていきたいと考えてはおります。

(山村会長)

お願いします。

(長尾委員)

福々しい言葉は要りませんので。これ年々減っておるという説明でございますけど、実際は三面も今朝の見出しでも圧迫されておるので、高知市の財政の圧迫される状況は、よく説明なんかこの問題が言葉にいろいろの方から出る。これは私だけじゃないと思うんですが、この年々、今年は特にまたその関係で予算がなかなか立ちにくいという話も聞きます。

した。私はよく世間の話を書くということをお先ほど申し上げましたが、本当に高知市の方、そういう専門との生活保護の関係の職員たくさんおりますが、全庁的にもう少しこの問題については真剣に取り組んでいただかんと、我々、真面目に税金を払う者としてしましては、本当にたまらない問題だと思っておりますので、このことにつきましてはもう少し真面目に働いておる市民のことももう少し慎重に考えていただきたいということをこの場で申し上げます。

(山村会長)

お願いいたします。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

生活保護制度については、どうしても生活困窮に陥った場合にその生活を保障することで、社会保障の仕組みとして必要とされてる制度ですから、必要な人に対しては適切に保護していくということが必要だろうというふうに考えています。

その中で、いわゆる不正と言われるような事例がございますけれど、特に、そういうふうな不正ということで通告があった場合には当然、どこの現場でも適正な調査を行いながら実態というのは把握しております。ほとんどいわゆる不正受給といわれる部分については、収入の申告だとかそういうところが漏れておったというのがほとんどですので、特に低所得の方については、やっぱりそれぞれ病気があったり障害もある方もおいでますので、なかなかやっぱり自己の生活が確立をしていなくて、適正に報告がなされずに不正に至ったという事例もございます。

一方で、やっぱりそういう方々も含めて、やっぱり先ほどの資料の中にもありましたけど3つの自立という考え方の中で、やっぱり日常生活の自立や社会的自立、最終的には経済的な自立ということだと思っておりますが、経済的な自立を完全にできるっていう方というのはなかなか、そんなに多くはいませんので、少しでもやっぱり働いていただくということで、就労支援員を生活保護の現場に配置をしながら、少しでも自立をしていただくという取組も行っておりますので、今後ともご意見頂戴しながら適正な生活保護行政を進めてまいりたいと考えております。

(長尾委員)

私も旭のほうで民生委員の役員をしております。そういうことで部長さんのほうからもまた担当の課長さんのほうからも説明を聞きましたので、努力をしていくということは非常に前向きな姿勢だと思いますので、頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

(山村会長)

ありがとうございました。長尾委員の意見は大変言いづらいことを言っていたいただ

思っております。決してそういった対象の人を締めつけるとかいうそういう趣旨のことでなくて、くれぐれも仲良く公平、公正にということをお願いしたいという趣旨だったと思います。どうもありがとうございました。

ほかに、ございませんでしょうか。

(吉永委員)

生保のことでもう一度ちょっと確認させていただきたいんですけど、今、報告いただいた26年度の中で19年度に保護率が下がってきているということですが、この生活困窮者の自立支援の話が始まってから全国的な傾向かもしれませんが、保護率は下がるという傾向がありましたですね。その一つの原因に窓口が狭くなった。つまり、給付に制限がかかったというような話があったんですけど、高知市の場合はそんなことないと思うんですけど、そのあたりの感覚的なことはいかがなんでしょう。ちょっといじわる質問なんで申し訳ないですけど。

(山村会長)

では、部長お願いします。

(事務局 健康福祉部部長 村岡)

この生活困窮者自立支援制度が国のほうでは議論されたときに、この法律を作ったらいわゆる水際作戦というのが、より強化をされるのではないかということが国の議論の中でも懸念をされておりました。一方で、この生活困窮者自立支援制度というのはリーマン・ショック以降で生活困窮者の方が増大をして、この国の基盤が揺るいでいると。それに対して、何だかの支援方策を設けていかないといけないだろうということで、制度自体が創設をされたという経緯がございますので、これまで生活保護制度まで生活の水準は至っていないけれど、本当に支援をしていかないといけない方々が多いのではないかとということで、制度に載らない方々を支援をする制度にして、この制度を導入をして本市においてもそういう支援が必要だということで、法が施行する以前に平成25年11月からモデル事業を実施してきたというところでございますので、高知市においてはどちらかということとそういう今まで生活保護にかからないから見捨てられていた人に対して、より支援の手を差し伸べる環境ができた。その中で3つの3原則「断らない」「あきらめない」「投げ出さない」という、そういう支援の中で粘り強く自立に向けた支援を行っていかうということで取り組んでいるところでございます。

(吉永委員)

ありがとうございました。

本格的なこと、30年度の7月以降になるんですが、今日は市社協の吉岡会長も出席され

ておりますけども、ご存じのように社会福祉法改正で施設法人もいわゆる公益的事業とか地域貢献に取り組んでいくという話の中で、どんなことをやるかといういろんなメニューをいろいろ検討しているんですけども、いわゆる日常生活の支援事業についても選択肢の一つということになってるんですけど、多分、県の幾つか、神奈川だとかそれから埼玉県とかちょっと私もちょっと行って見てきたんですけども、施設法人としてやるのは単独ではもちろん無理で、法人と連携をすることによって可能性はあるのかなというふうには思っているんですけども、神奈川も埼玉も大体そういう、言うたらみんなで資金を出し合っ、て、人も各施設法人のスタッフを出してというふうなやり方をしてらっしゃるんですが、今後、現在、高知市社協の中で社会福祉法人の連携によるこれからの地域貢献、公益的事業を展開していくっていう検討を始めてる中で、確かに我々にとって大きな課題ではあるんですけど、何かちょっとまだ取り組みづらいなというそんなイメージをまだ持っております。だから逆に、もっと出てきたりしたのが、シェルターは無理ですけども、各施設法人のほうでいろんな相談事業を受けていくということがかなり取り組んでいけるんだろなというふうに思ってますので、まだ話としては途中経過で、まとまっておりませんけれども、今年の7月には正規の連絡協議会を作ってやっていくという方向で進んでいますので、各委員の皆さんにも報告がてらお伝えしておきたいと思えます。

(山村会長)

ありがとうございました。ほかに、ご意見ございませんでしょうか。
東森委員、お願いいたします。

(東森委員)

NPO高知市民会議の東森です。
私は、生活困窮者の分野で質問をさせていただきたいです。生活困窮者は私ちょっと専門フィールドではありませんので、本当に素朴な質問になりますけども、食事であったりとかそれから日常生活、身の回り品とか、この困窮者の人をサポートするのに、今、不足している物資とか、もしかしたら先ほどのちょっと予算とか資金面もあるのかもしれないけれども、物資類で何か今、不足している物ってありますでしょうか。それとも、十分そういった面は満たされてらっしゃるのでしょうか。

(山村会長)

どうでしょう。日頃の業務等を通じて感じてることとか、ちょっと切実ご意見があるんだという意見がありましたら、担当の方お願いいたします。

(事務局 高知市社会福祉協議会 上岡)

高知市社会福祉協議会の共に生きる課に所属しております、上岡と申します。

私は、高知生活支援相談センターで相談員をしておりますので、質問にちょっとお答えさせていただきたいと思うのですが、現場目線から感じるこの制度に不足する部分というのは、はざまに対して直面する現場でもありますので様々あるんですけども、挙げるとすればやはり生活保護の基準に満たさないような世帯に対して、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の運用をしているんですけども、どうしても申込みの際には事務的な流れだったりとか、または要件の厳しさであったりとかということで、本当にその日その日の暮らしの中で困った状況のある方に対して、直接的に給付ができるような現金給付の仕組みであったりとかということには資源としても不足をしているのではないかなというふうに感じたり、あとは、ここの資料の任意事業というところで補足できないところがやっぱりあるんじゃないかと議論も一つあったんですけども、ここに書かれていないものの中で居住の支援、私どもが相談を受けている中で、その日寝泊りする場所がないからとか、一時生活支援事業というところでシェルターで受け入れたりをして、先ほどお話にもありました就労支援をしながら次の住居を構えていくための貯蓄をしたり、お仕事でつなげていくっていう支援をしたりもしているんですけども、実際またそこからその事業自体の期限というのも決まっていますし、またそこが地域の中で生活する場所を確保していく必要があると。そういった方に対して、今現在、現状でいいますと相談員が一件一件不動産屋を本人と当たって行って、保証人がいないとか緊急連絡先がないとか特殊な住居確保するうえで要配慮者といわれる方の物件探しまで付き添っているような状況があります。そうした居住支援というのが今まで制度の中にきちんと練り込まれていなかったということで、それこそ国土交通省のほうで住宅セーフティネット法の改正とか、今後登録制度が始まっていくということにも我々も期待している部分もあるんですけども、日々、相談を受けている相談員からすると、そういった部分も整備をしていてもらいたいなと感じているところです。

(東森委員)

詳細に答えていただきましてありがとうございます。専門知識を持ち合わせておりませんでしたので、ちょっと一部、私の想像を超える回答も頂きましたけども、8 ページのうちセーフティネット連絡会というサークルの中に、企業の姿が見えないなと思ひまして、例えば、食事であったりとか、それから一時的に身を寄せる生活を置く場所に、例えばフライパンとかガスコンロとかお箸だとか食器だとか衣服だとか、ひょっとするとそういう日常の身の回り品であったり、それからチャレンジ塾とかもやってたら、文房具とか、そこまで困ってないのかも分かりませんが、そういうような物資名がもし必要であれば企業の皆さんから寄付を頂くとか、拠出をしてもらうような仕組みというのもこのセーフティネット連絡会の、緊急性でいうともう一つ外側になるのかもしれないんですけども、緩やかに手をつなげるような形になっていけばいいんじゃないかなというふうに思いました。特に、例えば中心にあるフードバンク高知さんがフードロスにメスを入れられてらっしゃいます

けども、高知市内にもたくさんの食料品を扱ってらっしゃる店舗さんが、特に最近コンビニエンスストアが急激に増えてきておりますけれども、恐らく相当のフードロスがあるのではないかと思います。多分、サンドウィッチだとかお弁当だとかお菓子だとかをコンビニエンスストアさんがそれを廃棄するのに、またわざわざ大阪だとか東京だとかという物流センターに戻してるわけではなくて、きっと各市町村の生ごみであったりとかそういうもので廃棄をしているんじゃないかなと。そこはちょっと想像の世界なんですけど、そうすると廃棄をする部分で私たちの行政、さっき予算とか税金をちゃんと払ってますからという話もありましたけれども、そこに負担をかけてるとするんであれば、せつかく食べられる期限内の物であれば、早目に少しお裾分けといいますか、ご寄付を頂いて廃棄をさせずに本当に必要な方の手に渡って、先ほどの今日の夕食とか明日の子供に持たせるお弁当のおかずとか、こういったところにシェアをしていけたらいいんじゃないかなというふうに感じています。ちょっと新聞の出元は分かりませんが、私とお仕事関係でつながりのある方から外国なんですけどフランスの事例で、やっぱりフードロスで生活困窮者に対して売れ残り品とか賞味期限までのものなんですけども、抛出をするというのを税制面とか行政の施策のほうから企業の優遇政策も構えて、企業が気兼ねなく売れ残りだとか賞味期限間際の物は抛出できるようにすると。それをまたコーディネートする。それが株式会社なんですけども、組織があって集めたものを必要とする方のところにコーディネートしていきながらお渡しをしていく。その会社の売上が今、年々倍増していったというぐらい必要としている方が、恐らくフランスですからシリア難民とかそういう方たちのことなんじゃないかなと思うんですけど、食が必要としている方たちはですね。でも、こちらには難民の方はいらっしゃらないにしても、1つされるっていう方がいらっしゃってコーディネートする方がいて、企業から抛出をしてもらう。コーディネートするのはこのセーフティネット連絡会の中でその役割を担うことができたならば、現場で必要としている物資面は企業を巻き込むことでケアできたりするんじゃないかな。あとは、現金給付ですね。これも企業さんから寄付金ということで現金一定基金的にいただくことができたならば、当座の少額ものは緊急措置的にケアができたりするのかなと思ったりもしましたので、ちょっと長くなりましたけど、この8ページの中に企業の方を、是非、巻き込んでいただいて、企業の方にも生活困窮者がいてこういう制度があって動いてらっしゃる皆さんがいるということを知っていただくということだけでも、巻き込むかいはあるのかと思いますので、ちょっとその辺りも今後検討していけたらいいかなというふうな意見、提言も含めて申し上げます。

(事務局 高知市社会福祉協議会 上岡)

ありがとうございます。今、支援物資に関しては、特に家電製品とか、あとは日持ちのする食料品、こういったニーズがあり。今高知県の社会福祉協議会のほうで全国フードバンクとしてセカンドハーベストジャパンという企業のネットワークの中で廃棄になってし

もうような食料品とか、それぞれ全国の窓口に分配をするような仕組みができてまして、私たちが窓口に来た相談者の中で、物資に困るような方に関してはそういったフードバンクを利用したりとか、あとは市社協独自で家電製品とか、例えば高齢の方が施設に入居されるということで、空き部屋になったところの古くなった家電とかを関係機関からの情報で回収をさせていただいたりというようなことで、新たに生活をスタートする方に物資提供等の支援をさせていただいています。企業との連携という部分で、どうしても生活困窮というところは社会福祉協議会だけではできるような支援制度ではない。特に、他機関協働ということが言われてる中で、来年度30年度10月から就労準備支援事業を始めますといったところにも、1つ就労の受け皿というところでも企業との連携が今後必要になってくるということが課題視されています。社会福祉法人もそうですし、企業連携というところも物資とか食料とかということに加えて、そういった居場所とか就労の受け皿っていう意味でも、今後、市社協がそういった外部とつながっていくということはすごく重要なことだなというふうに感じていますし、現場のほうでもそのことを視野に入れて取り組んでいきたいなと思います。

(東森委員)

1点だけ、就労のところで一つ思い出したんですけど、アメリカのお店なんですけど、ファーストフードチェーン店でホームレスの方を就労体験をしてもらおうというプログラムを持ってあるお店に、私たまたま行き当たったことがありまして、フロアに月曜日から日曜日までページごとに曜日が書いてあって、働きに来れる日に時間と名前を書いて、その日に来てお店の仕事を手伝うと。その代わり食事を提供されるので、労働対価としては食事をもらって就労体験をし、お店の希望としてはここで仕事の予行演習をしたら、君は就労していくんだよということを企業側も少し背中を押してあげるような、そういうファーストフードのお店がアメリカのポートランドという街にあるのを拝見したことがあります。そこはチェーン店なので、チェーン展開している他のお店も賞味期限間際の商品全部そのお店に集めて、ホームレスが来たら基本的に食事は無料で提供してしまっていて、私たち普通にお金を払える人がお金を払うと、それが全額寄付されて、彼らの今後の就労プログラムの運営資金とか、必要な制服だとかそういう資金に回っていくというお見事なモデルがポートランドにありましたのを、それちょっと思い出しましたので、参考に申し上げます。以上です。

(山村会長)

ありがとうございました。

こういった短時間の時間だけにとどまらない、何かそういった今、将来系のやり取りでしたので、そういった観点もこれからもこういった場に限らないでやって続けていけたらなと思います。先ほどから失礼しました、石橋委員お願いいたします。

(石橋委員)

すみません、石橋です。

実は、高齢者支援が地域福祉計画には入ってますけども、いわゆる介護保険制度。それにプラスして障害者の支援、それから子ども・子育て支援、そして今回、生活困窮者支援という形で、この4つの柱をこれからの恐らく地域福祉計画の中に組み込んでいってというところだろうというふうに僕は思うんですけど。先ほど来からずっとお話を聞いてまして、特に高知市社会福祉協議会の活動計画、もともとは活動計画というのは、課長ごめんなさい、地域福祉計画というのは活動は社会福祉協議会が担って、それから計画はいわゆる行政が担う。こういうふうな内容のものであったんですかね。そういうふうに当初は理解をしておったんですけど、認識に違いがあれば申し訳がないですけど、先ほど来から馬場さんのほうからいろんな地域福祉の活動についていろんな報告がございました。それを聞きまして、素晴らしい取組を社会福祉協議会はされてるということで感心をしました。

僕もコミュニティとして、一宮の中で町内会をやってますけれど、現場で取り組んでるわけですけど、そのときにやっぱり見えるのは、社会福祉協議会の皆さん方が見えますね。どんなときでもやっぱり来ていただいて、その中で話を聞きながら、そういうわけでここにあるような広域な活動を進めておられる。これは僕は素晴らしいと思う。だから恐らく進んでいくんだろうと思うんですけど、その中で行政の顔が見えない。行政の皆さん方も職員の皆さん方も顔が地域には見えてこないというのがあるんですね。だから、先ほど言いましたように計画は高知市が作って、もちろん社会福祉協議会も一緒になって作ったんだろうと思うんですけど、具体的な活動は社会福祉協議会ですかっていうことを聞いたわけです。

例えば、介護保険制度で要支援2の、いずれ要介護2までは恐らく市町村に移管ということになるでしょうね。だから、国が市町村に委託をするというか、移管をする。それと同じようにずっとこの中身を見てみましたら、どうも行政が自立支援事業にしても、これは社協に委託ですよ。いろんなものが全部社協のほうに委託をされてるような感じがしてならん。これは本来ならば、これからの2025年問題を捉えたときに、やっぱり行政も、あるいは地域住民も、あるいは社会福祉協議会も一体となってやっぱり取組がこれから2025年を迎えて必要なんじゃないかなと僕は思うんですけど。その一体という部分が、ちょっと現場の僕には見えてこない。どういうふうな形でこれから進んでいかれるのかよく分からないんですが、やっぱりお互いにそれぞれが血の汗を流すというんですか、俺はいつも言ってることなんですけど、一緒になって汗を流していくっていう取組が必要なんではないかな。前にも言いましたように、ずっと以前ですけど、百歳体操が保健師さんが中心になってずっとやっておられた。それで今、三百何カ所になったわけですよ。それから軌道に乗ったから手を引こうよということで手を引いたんですが、ということになってる

んですけれど、それでも各地域ではいろいろやってる、随分、進んでいってると僕は思うんですけど。その中で、全て任せていいものかどうか。やっぱり行政が関わるべきものも、当然出てくるんでしょう。だから社協に委託したって、やっぱりその中で関わってくる部分が当然出てくるような、そんな気がしますけどいかがでしょうか。

(山村会長)

お願いします。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

地域福祉活動推進計画自体は、石橋委員がおっしゃられましたように、計画は行政が作って、それを具体的に推進をしていく推進計画というのは社協のほうで作ってということで、一定、役割が分かれているところがございますけれど、計画の中でもやっぱり行政が果たすべき役割、社協が果たすべき役割というところを明確にしながら、今日の報告の中でも行政としての取組、社協としての取組をご報告をさせていただいたところです。

現実的に地域の中で、なかなか市の職員の姿が見えないということに関してましては、やはりこの間、市の職員の数でも相当減ってきておりますので、現実的にはなかなか現場で働いている職員が地域に出て行くというのは非常に難しいというところもございますので、そういう中では、行政の責任をどのように果たしていくのかということについては、非常にご指摘の点というのは大事な点だとは考えておりますけれど。現場に出て行くという役割ではなしに、全体的なやっぱりコーディネートだとか連携ネットワークを構築をしていく、そういう役割を果たしていきながら共に取組を進めていくということが非常に重要ではないかなというふうには考えています。

今後の地域福祉の取組についても、これからは地域福祉というのが高齢者の計画であったり、障害者の計画であったり、子供の計画であったり、様々な計画の上位計画として位置付けられて、今の日本社会の中でやっぱり地域の力を高めていくということが非常に重要ではないかということが指摘をされてますので、そういう対象を限定せずに、地域福祉の考え方というのは全ての人々を対象として取組を進めていくということがございますので。当然、高齢の部門で行政が果たしている役割や、障害の部門で行政が果たしている役割、それぞれございますけれど、そこをしっかりと連携をさせながら、地域全体として力が付いていくような取組は行政のこれからの大変重要な役割ではないかなと認識をしておりますので、ご指摘の点も踏まえながら行政の役割や社協の役割、また、市民や事業所の役割とか様々な役割というのを、お互いに理解し合いながら取組を進めていきたいと考えています。

(石橋委員)

それぞれの役割というのがそれぞれあるんでしょう。社会福祉協議会や市社協がやって

るその取組で、すごいなって何で思うのは、顔を見せるから。顔を見せるから、そこの中に地域住民とのまた信頼関係も生まれてくるわけですね。僕は、ベースはやっぱりそこにあるのではないかなというふうに思うんです。そしたら行政は一体何をしてるんですかというふうに言われても、僕にはよう答えられない。分からない。だけど社協はようやってるよというのは、みんなやっぱり言われますね。だからそこなんです。それぞれ役割あるんでしょうけれど、役割を乗り越えたところで一体となって、やっぱり取組というのがこれからの時代に求められてくるのではないかなというふうには僕は思うんですけれど。それは一体どういうものなのかというのは、恐らくこういった中で議論をしていかないかなのかなというような気はしますけれども。

(山村会長)

ありがとうございました。

こういった趣旨の会議は必ず時間に沿って行うものではないんですが、中身が大事なんですけれども、次、もうちょっと議題も控えていますので、最後に全体を通してという時間を質疑を設けたいと思いますので、一旦ここで、次の議題に移りたいと思います。

大きな2番の報告及び協議事項で(2)と(3)ですね。次期計画策定に係る国の動向と、併せたアンケートの案について説明をいたしたいと思います。新しい計画、新しいといひましようか、一定、次の計画に向けては、高知市のやはり状況をきちんと把握する必要があります。そのためにも、国がどういう方向で今動いているのかということが必要ですので、ちょっとその辺を念頭に事務局からの説明を聞いていただければと思います。

では、事務局からお願いします。

(事務局 健康福祉総務課 大北)

健康福祉総務課の大北でございます。

私からは、国の制度改正に関する動向につきまして、ご説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

まず、本日お配りをしています、このA4縦の高知市地域福祉計画推進協議会資料という資料の7ページをお開けください。この資料は、国が取組を進めております「地域共生社会」の実現に向けた概要の資料となっております。

まず、地域共生社会の取組が必要とされている背景と方向性をご説明いたします。上から2つ目の白抜きの部分になりますけれど、1つ目の方向性が公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換です。日本の社会保障制度はこれまで高齢者や障害者、子供などの対象者ごとに制度が構築をされてまいりました。しかし最近では、例えば親の介護と子育てに同時に直面する世帯、高齢の親御さんとひきこもりのお子さんが同居する世帯などといったケースに象徴されますように、複合的な支援が必要となる事例が議題のようになっており、これまで対象者ごとに縦割りで整備されてきた公的な支援制度の下では対応が難し

いケースが浮き彫りになってきております。また、人口の減少に伴い社会保障を支える専門人材が減少することによりまして、これまで対象者ごとに整備されてきました従来型の公的支援サービスでは、これをそのまま存続させていくことが困難になってまいります。これから多様なニーズに対応していくためには、公的支援が個人の世帯が抱える複合的な課題に対し、縦割りではなく包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて高齢、障害といった個別の分野をまたがって総合的な支援を提供していくことが必要となってまいります。これが1つ目の公的支援の在り方を縦割りから丸ごとへと転換することが必要とされている背景でございます。

2つ目の方向性につきましては、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換です。人口減少や核家族化との社会環境の変化に伴いまして、地域や家庭におけるつながりが弱まり、関係性が希薄化することによりまして社会的孤立などの課題が表面化をしてきております。高知市におきましては、民生委員さんや福祉委員さん、気くばりさんなどを始めとする関係者の方々が地道な活動に取り組んでいただいておりますが、こういった社会的な孤立、社会的に孤立する方々を更に減らしていくためには取組の担い手の裾野を拡げていく必要がございます。支え合いのある地域づくりを進めるためには、自分が暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づき、人ごとではなく『我が事』として当事者意識を持った取組が行われ、人と人とがつながっていくことにより誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めていくことができます。これが2つ目の『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む宿命と転換することが必要とされている背景でございます。

国におきましては、以上のような現状認識を踏まえまして、下の改革の骨格というところになりますけれども、地域課題の解決力の強化を始めとする4つを柱とする取組を進めていくこととしております。この4つの取組事項の1番左上にございます、地域課題の解決力の強化というところの上から3つ目に地域福祉計画の充実といった項目が挙がってきております。では、地域福祉計画、どのように充実するのかという点につきましては、後程説明をさせていただきます。

資料の8ページお願いいたします。資料の8ページは、地域共生社会に関するこれまでの経緯を取りまとめた資料です。この資料では、平成27年9月からの内容を記載しておりますけれども、この地域共生社会に関する議論につきましては、ここにあるよりもかなり以前から議論がされておりました。しかしながら、この資料にありますとおり、平成28年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置や、平成29年2月の社会福祉法改正案の国会提出などの動きに見られますように、近年、国が本腰を入れてきた動きがございます。

今回お配りしております資料では、この年表の一番左下にございます、平成29年12月の社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針。これを9ページに。地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についてという通知。これを10ペー

ジから 12 ページに変更しておりますので、これらの資料に沿って説明を続けさせていただきます。

資料の 9 ページにつきましては、11 ページの内容と重複をしておりますので説明を省略します。

10 ページをお願いします。10 ページの資料では、上から 2 つ目の表にございます第一社会福祉法改正の趣旨について、左側の上から 4 番目の (4) 法第 6 条第 2 項関係 (地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化) という部分が重要であると考えております。今回の地域共生社会に向けた取組におきましては、地域住民の主体的な参加が求められておりますけれども、この住民参加の考え方が行政の果たすべき役割を単に住民へ押しつけることだけにとどまってはなりません。今回の制度改正に伴いまして、市町村には住民の複合的な相談を包括的に受け止める場の整備、そして一旦受け止めた複合的課題の解決に向けた多機関連携による支援体制の構築が求められております。これら包括的支援体制の整備に向けましては、行政は様々な専門機関と関係者をコーディネート、総合調整していく役割を担っていく必要があります、こういった面と言いますと行政の責任は今まで以上に、むしろ大きくなるんだということを明確にしておかなければなりません。地域住民の主体的な参加は公的責任の明確化とセットでなければ、この考え方が住民の皆様には到底、受け入れられないということを我々は認識しながらこの取組を進めていかなければならないと考えております。

資料の 11 ページをお願いいたします。今回の改正に伴いまして、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務とされたところです。取組事項につきましては、大きく 3 つございます。上が少し下にさがりまして白抜きのほうで少し見にくいですが、1 つ目が、「住民に身近な圏域」において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備に関する事項です。これは、先ほど高知市社協さんからの報告にもございましたように、住民の地域福祉活動への参加状況や相互交流を図るための拠点づくりの面で取組が着実に進んでおりますけれども、今後、現計画の総括等も踏まえまして、これらの取組を更に拡充していく必要があると考えております。

2 つ目は、「住民に身近な圏域」において複合的な生活課題に関する相談を包括的に受け止める場の整備に関する事項です。この整備の手法としましては、右に例 1 から例 4 までの 4 つが例示をされております。

そして、3 つ目でございますけれども、一旦受け止めた複合的課題の解決に向けましては、多機関が連携しネットワーク体制を構築していくことが求められております。そして、この資料の 1 番上に戻っていきまして、私が今申し上げました 1 から 3 の取組は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあることなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要とされており、地域福祉計画の策定プロセスなども活用した関係者の総意と創意

工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待するとされておりますことから、次期地域福祉計画の策定過程を通じまして高知市の支援体制について、今後、協議をしてみたいと考えております。

資料の 12 ページをお願いします。12 ページの資料は、国が示しました地域福祉計画策定に関するガイドラインとなっております。左の半分は市町村計画に関する記載で、右の半分が都道府県計画に関する記載となっております。改正点についてのみをここを説明をさせていただきます。今回の改正に伴いまして、地域福祉計画は福祉分野における各個別計画の上位計画として位置付けられております。それに伴いまして、盛り込むべき事項が 2 点追加をされております。

下線部が施されている部分になりますけれども、1 つ目が、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項です。これは各福祉分野が個別に、それぞれ施策を実施するのではなく連携して取組を進めることにより事業の効果や効率性が高まることが期待されるもので、具体的には下の片仮名でアからタに掲げる 16 項目が例示をされております。この 16 項目につきまして、全てを盛り込む必要はないこととされておりますので、本市の実情を踏まえて今後検討してみたいと考えております。

2 つ目の項目は、少し下に下がっていただきまして⑤の包括的な支援体制の整備に関する事項です。これは、先ほど 11 ページで説明をいたしました市町村における包括的な支援体制の整備に関する事項が新たに地域福祉計画に盛り込むべき項目として追加をされたものでございます。

以上、国の制度改正について簡単ではございますがご説明をしてみましたが、法や国の動向や現計画の総括を踏まえながら次期計画の策定作業を進めてみたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

私からの説明は以上です。

(山村会長)

ありがとうございました。

引き続き、お願いいたします。

(事務局 健康福祉総務課 川添)

続きまして、次期計画のアンケート案について説明します。高知市健康福祉総務課、川添です。

資料は、協議会資料の 14 ページからと「地域福祉に関するアンケートのお願いという」別冊のものです。

本日説明するのは、市民の方を対象としたアンケート調査になります。こちらは、調査票の発送や回収後の集計などを業者に委託する予定となっており、スケジュールの関係で、

本日の協議会で概要と調査票の案を提示させていただきます。市民の方を対象とした調査以外には、民生委員児童委員、福祉委員、気くばりさん、町内会長・自治会長の方を対象としたアンケート調査を実施する予定になっています。そちらについては、次回の30年度第1回目の協議会ので内容を提示させていただく予定です。

それでは、協議会資料16ページをご覧ください。このアンケート調査は、次期計画策定に向けて地域福祉を着実に進めていくための取組や仕掛けづくり、仕組みづくりを検討していくために実施するものです。高知市にお住まいの20歳以上の方のうち、無作為抽出の3,000人を対象とし、送付・回収とも郵送で行います。調査項目は基本情報として回答者ご自身のことをお答えいただき、その後、地域の中での助け合いや課題、困りごと、地域活動などについてお伺いします。基本情報とその他の設問は、必要に応じて2つ以上の問いを掛け合わせる、いわゆるクロス集計をします。年齢や住んでいる地域、家族構成などによって地域との関わり方に違いがあるのか、また、地域での支え合いを増やしていくためにはどういった方たちにどのような働き掛けをすることが有効であるかなど分析できればと考えています。前回市民の方を対象としたアンケート調査は、今の計画を策定した平成24年度に実施しています。24年度とのアンケートの比較表を協議会資料の16ページに掲載しておりますのでご覧ください。まず1箇所訂正を申し上げます。計画名につきまして、地域福祉推進活動計画と書かれていますが、正しくは、地域福祉活動推進計画です。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明差し上げます。比較表に「指標」「新規追加」と記載してあります。指標は、現在の計画で指標となっておりますので、現計画の評価をする際に必要となるため、30年度のアンケートでも調査を行います。新規追加は、今回のアンケート調査で初めて追加している設問です。新規追加の分については順にご説明いたしますので、添付資料のアンケート調査表と一緒にご覧ください。

まず、問8、同居家族についてお伺いします。この設問自体は基本情報の項目になりますが、この設問単独でどうこうということでは当然なくて、子供、高齢者それから介護が必要な方・障害のある方がいるご世帯が、そうでないご世帯とどういった差があるかなどをクロス集計して実態の把握を行いたいと考えています。

次に問11で、暮らし向き（経済）について、新たに加えています。回答者ご自身の感じている経済状況と、地域での支え合いの意識や生活課題にどのような影響があるかというところ図っていきたいと考えております。

続きまして問16、助け合いの意識ですが、こちらの設問は困っている近所の方を支援することに対して、どのように考えているのか、どういった意識でいるのかということ进行调查します。

続いて問17、18は、手助けできる具体的な内容と、手助けをしてほしい具体的な内容をお伺いします。これは新規追加となっておりますが、平成24年度の間14、13を基にして、少し修正した設問になっていきます。24年度は困ったときに誰に頼ることができるか。例え

ば、看病や介護で困ったときに誰に頼りますかっていうことで、選択肢として家族や友人、近所の方、職場の方という尋ね方をしておりましたが、今回は、ご近所同士での支援についてどうなのか、何ができるかというところに絞って調査を行います。

続きまして問 19, 20 の、ご自身の悩みとか不安、相談相手についてお伺いをします。問 19 で、何らかの困りごとがあると答えている方が、問 20 で相談先がないという回答をしておれば自分一人で抱え込んでいるということで、そういった方がどれくらいの割合でいるのか把握ができるのではないかと考えています。また、問 20 で相談窓口を知らないということであれば、こういった相談窓口がありますよということを、もっと広報をしていく方法なども検討しなくてはならないと考えております。

続きまして問 27, 今後参加したい活動の内容については、今後の活動の把握をしたいと考えています。

問 28, 活動を阻害する要因については、問 26 で地域活動やボランティア活動に参加できないと答えている方、これが参加したくないではなくて、参加したいとは思っているものの何らかの理由で参加できないといった場合などがあれば、その要因について把握するために、新規で追加をしています。行政や市社協で取り組むことによって改善できそうな課題については、そういった取組内容を検討していくようにつなげていければいいと考えております。

続きまして問 29, 参加したい地域の集いの場をお伺いしております。どういった集いの場が求められているのかを知るとともに、年代ごとにどういった集いの場を求めているかっていうのを把握できると考えています。また、お住まいの地区ごとにもクロス集計を行って、その地区でこういった集いの場がほしいと思っている方が多いのに、その集いの場が本当にないのか、あるのにただ知られていないだけなのか、そういった実態を知る目的もあってこちら追加をしています。

問 30 と 31, 福祉目的の寄付経験の有無、それから福祉目的の寄付に対する考えをお伺いします。今後、地域福祉活動は地域で財源を確保しながら展開していくということも考える必要がありますので、その 1 つの手段として福祉目的の寄付について市民の方がどのように考えられているのか、どういった意識なのかということ进行调查します。

最後に問 33, 生活支援相談センターの周知度を設問として入れております。平成 25 年度に開設し、社会的孤立、制度の狭間の問題に対して支援する機関である当センターが、市民の方にどれだけ周知度があるかということ調べます。

前回 24 年度のアンケート調査は全部で 29 問でした。設問数が多すぎると、アンケートの回収率が下がるという懸念もありますので、できる限り設問数が前回に近い数で抑えたいと考えながら、高知市と市社協でアンケート内容については検討しまして、最終的に 30 年度のアンケートは 35 問でと考えております。

続いて、スケジュール案について簡単に説明いたします。協議会資料 15 ページをご覧ください。市民の方を対象としたこのアンケート調査は、回収・集計を業者へ委託するため、

3 月半ばに調査票の内容を確定したいと考えております。その後 4 月に入札で委託業者を決定しまして、市民の方のお手元に調査票が届いて回答、返送していただくのが 6 月です。返送していただいた調査票の集計、分析、まとめをもらった後、30 年度の 8 月、2 回目の協議会にてアンケートの結果報告、というスケジュールで進めてまいります。

次期計画アンケート調査案については以上です。

(山村会長)

ありがとうございました。

次期計画に係ります、国の動向とアンケートの案について説明いただきました。実は、想定している時間を見ているんですが、委員の皆様、ご審議を 10 分ぐらいのちょっと超過をお許しいただきたいと思います。今のところで、ご意見等ございませんでしょうか。

お願いします。

(西村委員)

すずめ共同作業所の西村です。

全体をとおして、すばらしいなというそういう印象を持たせていただきました。今年、また新たに調査をやられるということ資料を見て思いまして、事前に調査票についてもチェックさせていただきました。そして、前回、平成 24 年に実施した調査のときに、この旧の平成 24 年実施のとき、問 13 で「頼れる人の存在」というのがありました。そのときに数は少なかったんですけど、頼れる人がいないという回答をした人がいたことを記憶に覚えています。そして、10 で「近所付き合いの程度」で、近所付き合いでほとんど付き合いがないという人もいました。それから、「相談相手」で相談する相手がいないという人も数は少ないながらありました。正に、これは社会的孤立を意味していると思います。これは非常に大事な質問項目であるなというふうに思います。是非とも「頼れる人がいるかどうか」というこの質問は、今回の調査の中にも入れていただいたら一番いいんじゃないかなというふうに思います。生活困窮者自立支援法の中で、やはりどれだけ社会的孤立をしている人たちがいるか、そういったことも自立相談支援事業を運営していくに当たって、大事な資料が得られるんじゃないかなとこのように思います。

それと、調査っていうのは調査設定をいかにするかによって、市民の正しい声が把握できるかっていうこともありますので、今後、まだまだ検討されるっていうように思いますが、先ほども説明があったように質問が多すぎるんじゃないかというそういう印象を感じました。そこら辺で選択肢の内容とか、そういったことも十分検討していただけたらというふうに思っています。

以上でございます。

(山村会長)

ありがとうございます。
非常に貴重な意見ですが、事務局。

(事務局 健康福祉総務課 大北)

ご意見ありがとうございます。健康福祉総務課の大北でございます。

西村委員がおっしゃいました、「頼れる方がいるのかどうか」という設問につきましては、引き続き盛り込むようにお願いしますということで、それが問 20 に当たると考えておりまして、「あなたは、困りごとがあるとき、誰に相談していますか」と。ここの設問項目でそういう状況を推し測ろうということとしております。

(西村委員)

すいません。ここで相談相手がいるかどうかという質問項目の選択肢についても、もう少し検討されたほうがいいのじゃないかなというふうに私、思いました。具体的に言いますと、問 20 の選択肢は、選択肢の中の 10 は「相談窓口を知らない」、11 は「相談していない」と、その理由となるのですが、そういう選択肢よりも相談相手がいないという、そういうふうなストレートな質問のほうがもっと答えやすいんじゃないかなという、そういう印象を持ちます。

(事務局 健康福祉総務課 大北)

ありがとうございます。ご指摘の点も併せて、検討させて反映させてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

ありがとうございました。

(山村会長)

西村委員、ありがとうございました。ほかに、ございませんでしょうか。お願いいたします。

(祐東委員)

すみません。祐東です。

今のところではなく、前のところなんですけど、資料②の 6, 6 ページの三原則を見たときに不安になりました。本当に大丈夫かなと。健康状態、精神状態、本当にこれをやって大丈夫なのかと非常に心配になりました。なぜかと言いますと、このところ、ホームレスの中にも発達障害の方はかなりいます。引きこもり、これは私、地元、北九州なんですけど、十数年前に児童相談所長から引きこもりの 2 割程度が発達障害だと。最近、徳島大学のグループが全国調査をしまして 2 割近くいると。それともう一つは、虐待死ですね。虐待、今、やっと分かってきて、愛着行動不足だと。それに関して、かなり試し行動等の問題が

出てきてると。そのまま大人になった人たちがたくさんいるわけですね。その人たちがこの相談センターのほうに、これからどんどんやってくると思うんです。相当、精神的にまいってしまうと思います。

私もかなり北九州にいるときには100人近くの発達障害、知的障害の子たちのスポーツも見てきましたけど、本当に支援に関わってなくて大きくなった人たちの問題は大きいんです。そこら辺、是非、職員の健康状態と精神状態を含めて上司の方は十分見てほしいなど。本当に普通にやってるんで、普通に対応してたら大間違いで、わざと怒らせようとしたり、わざと極度に甘えてみたり、甘えさせてやったと思うと十分きかないと。そういう子たちがたくさんいますので、すごい相談者のほうはストレスたまります。だから、そこら辺のところを十分ケアしてほしいなと思っております。

ここのとこちょっと心配したことですが、先ほどのちょっと生活保護の関係ですが、地元なのでリーマンショックのことを挙げてくださるのは有り難いんですが、北九州で起きた生活保護をもらえなくて亡くなられた事件。これ、かなり全国ネットでたたかれまして、メモ用紙にパンの一つも食べたかったというメモあって、それが大きくキャスターの方に取り上げられて、それ以後、かなり生活保護、グンと伸びたと思います。北九州は3割増しで、その頃、一、二年で。皆さん方も分かっていると思うんですが、私らのちっちゃい頃の自助、家庭で見る、親類が見る、地域が見る、それが普通じゃなくなっておりまして、社会は公助が当たり前、公的機関が救うのが当たり前だという考えに大きく変わってます。だから北九州市も全国ネットでたたかれたりしました。北九州市が厳しくなったのには、十数年前、暴力団関係者が生活保護をもらってたということで、そのときも全国ネットでたたかれて、それで厳しくなってたところに反対に死亡者が出たために、また全国ネットでたたかれたという事件があって。リーマンショックもかなり影響はしてるんですが、北九州の事件すごく影響してると思います。

ちなみに亡くなった方は、子供さんが2名おられまして近くに住んでるんですが、私からすれば、なぜ子供がパンを持っていかないのかと言いたいんですが、それは全国ネットでは許されない。国が助けるのが当たり前だ、公的扶助が当たり前だということがあったということで、ちょっと私の地元の話ですが、させていただきました。

以上です。

(山村会長)

ありがとうございました。

各地域でもいろんなこと起きてますので、当然、情報はありますが、今までの具体的な情報も随時しながら推進していくことが大事かと思っておりますので、貴重な意見だと思います。ありがとうございました。

また、言葉の勢い、言動もそうですが、非常に勢いがあるというのをもちろんこれはいいことで、それに向かって職員一同、向かっていくということが大事ですけれども、今の

ご指摘はしわ寄せがどこかにはくるかもしれない。そのとき職員であると、例えば、バーンアウト、燃え尽き症候群とかそういうことも懸念されますし、そういったことを現地での実践を通じてのご意見だったと思います。ありがとうございました。

ほかに。

お願いします。

(東森委員)

NPO高知市民会議の東森です。

アンケート内容なんですけども、この「ほおっちょけん」のロゴマークを、このアンケートのどこか表紙とかに入れておいてどうかと。ちょっと「ほおっちょけん」という言葉があるんで少しそれがバイアスがかかるというか、何かアンケートの内容に「ほおっちょけん」という言葉が影響与えるかなと。ちょっと悩んだんですけど、最後のほうに高知市社会福祉協議会をご存知ですかという、ちょっとPRをしようかなという設問が32問ぐらいのところに見えましたんで、それならちょっとめくって行って楽しくなるような、このアンケートを見た時にちょっとほわっとするような感じのがあればと思って。そうすると、この「ほおっちょけん」のロゴを入れておくと、解説は入れるか入れないかはあるかと思えますけれども。見たことがあるとか、ただ、そのアンケートで見たものを、また次バッジを付けている方を見た時に、「あ、あ、あ、あれか。これ」みたいな感じになったりするんで、せっかく3,000部配布するんだったら少しPRしてもいいかなと思いました。ご検討いただければと思います。

(山村会長)

今のようなことも、検討の中に入れていただきたいと思います。アンケートちょっと手短かに話しますが、アンケートっていうのは、実は見た目というのは今のことに関わって話しますと、非常に大事な部分があります。ストレスがかからないか、最後になるほど雑になるとかですね。それは問題、質問によるんですけども、ちょっと早口で私、この後皆さんにも提案が。私も最後ですので、ちょっとやや強気な提案をさせていただきますが、私ちょっと事前に解いてみたんです。すると、やっぱり幾つか目に付くところがあります。

例えば、ちょっとだけいきますけれども、「えっ、こんなこと」と思われるかもしれませんが、意外とイライラもしたりすることがあって、例えば2ページですね。本当に細かいことですが、問6、問7、問8の、例えば設問が2行にまたがるところですね。問9での2行の始まりは先頭から。問6、問7、問8は違うって、何かこう書式がですね。それは全体的にいえませんが、2行目のところが先頭の始まりは。すると、バランスが何かちょっと違って気になり始めるとかですね。あと、細かく言いませんが「1つに丸を」とか、「1つだけに丸を」とか、「3つまでに丸を」と、「3つ以内に丸を」というのが意味が同じなのか、違うのかとかですね。問10は「3つまでに丸を」、問17、18は「3つ以内に丸を」という

のが同じなのか違うのかっていうこともですね。答えていくと、あれって気づいたりするかもしれません。

あと、少しだけ。例えばの話ですけども、問 26、私が解いていて、7 ページになりますが、問 26 の設問 2, 3, 4, 5, 6 辺りは問 27 へ、問 28 へとなるんですが、問 1 を答えた場合に、次はどこかなと迷ってしまいました。よく見たら、飛ばして問 29 にいけばいいのかなとか思ったりもしたんですが、そういったところ。

最後に、問 30 なんかは、ここだけかなと思うんですけど、当てはまるもの全てに丸なのか、どうかですね。そういったこともあろうかと思えます。そこで、皆さんこの後、意見もあるかもしれませんが、強制とまでいかないかもしれませんが、私たち委員で責任もありますので、是非、回答してみるという作業をすると、何か気付くことがあるかもしれません。実は、事務局としては聞いたところによりますと、これはほぼ完成な様式も含めて、近い形をイメージして、今日、示してくださっています。それに応じる形で、一度どうか回答していってみましょう。気づいたり、ちょっとあれって思うような、先ほど私が抱いたような意見があったり気付いたことがあったら、必ず事務局に連絡を。疑問という形でもいいですし、検討してもらえないだろうかとか、答えにくかったという意見を寄せていただきたいと思えます。ただし、余り時間がない。一週間くらいで、3 月 8 日、来週の今日くらいまでしか作る上で、それくらい時間がないので、委員と言いましても今日の次第の 1 ページに該当する方々は、是非、解いて何か気づいたことがあれば事務局に意見をするという形で皆様よろしいでしょうか。是非、お願いという形で、お願いいたします。ほかに意見ないでしょうか。

お願いします。

(細川委員)

応援団の細川です。

前回のアンケート調査で、すごくすごいなと思って。若い方が結構、書かれているんで嬉しかったんですが、問いが多すぎるんじゃないかと思うんですよ。例えば、5 ページ 21 の 15 があって、最後にその他が入ってます。何か、おぼさんの視点で見ると面倒くさくなるんですね。最後まで見るのは。やっぱり問いが余りに長く多いと、その他があるのに答えるのが、3 つとか、2 つとか、まずは問いによって、先生言われたように丸が幾つ、3 つとかいうの、1 つとかいうのあるんで、もう少し質問事項をまとめる。まとめる言うたら変ですけど、少なくするというのは無理なんじゃないかな。

(事務局 健康福祉総務課 大北)

健康福祉総務課の大北です。

ご指摘ありがとうございます。今回のアンケート項目の設定に当たりましては、平成 24 年の 6 月の設問を基本としながら、地域福祉に関する環境が変わってきておりますので、

生活困窮自立支援制度に関することですか、あと、ダブルケアといいますけれど、同一世帯で複合的な課題を抱えている方々の状況を推し量るための設問を追加をして、全体として6問増加をしたところでございます。委員ご指摘のとおり設問数が増えますと、回収率が下がるという傾向がございますので、その点、我々、危惧はしたところでございますけれども、現状の調べたい項目というのが、絞ってもこれぐらいになってしまうということもございます。他市の状況を見ましても、地域福祉に関するアンケートにつきましては35問程度ございますので、そういった点から見ましても設問数としては多くはなっていないというふうには認識をしております。設問の選択肢がちょっと多すぎるがやないかということに関しましては、若干の見直しも含めまして、ある程度この原案でいかさせていただきますかと思っております。また、実際にアンケートにお答えいただいて何かご意見等ありましたら対応したいと思います。よろしく申し上げます。

(細川委員)

分かりました。ありがとうございます。

できれば高齢者支援の活動とか、6ページの間23なんですが、朗読・手話、高齢者支援の活動とか、障害者支援の活動とかいうふうな、もう少し違う言葉はないんですかね。専門用語的で私たちは結構こういう会に出させていただいたり、いろんな所でそういうお話を聞くんで言葉が慣れているんですが、普通の方っていうか、余りそういうことに機会のない方は、この言葉で詰まるんじゃないかなと思うんですが。支援というか高齢者のお手伝いとか、何かもうちょっと口語体というか柔らかい言葉に切り替えられる部分があればそうしていただいたほうが記入しやすいと思います。

以上です。

(山村会長)

ありがとうございました。ほかに。

お願いします。

(吉永委員)

吉永です。

ちょっと聞きたかったんですけど、設問の間9ですね。この地域に住み続けたいか、あるいはそうでないかという設問なんですけれども、1)と2)を答えられた方は次の設問10に行くんですが、逆に住みたくないというには理由を書く欄はあるんですけども、これひょっと選択肢を作るということは可能ですか。全くマイナスになるんですけど。居たくない、その理由です。それを選択肢を付け足す。ちょっと検討してないので無理だったらもうしょうがないです。ただ条件として理由が出てきた場合には、必ず調査票の集計のときに個別に全部、一旦書き出させていただきたいと。それがあれです。

以上です。

(山村会長)

その辺りも検討して、提案ありましたように、これはまた集計、分析も大事になります。今日は分析のところまでは話しませんが、そういうことも反映できるようなことを視野に入れて進めていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに、全体としても構いませんが、時間少し過ぎておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

冒頭、司会の方から今日も活発な意見をよろしく願いますということがありましたが、皆さん忠実にそれを守ってくださって、いつもと同じように時間のほうが長引いてしまいました。

私事でございます。大変失礼します。数日前に腰と背中の方、病院通いまして、それ以来、今日さっき立ってご挨拶したところやっぱり調子が悪いみたいです。ちょっとこう、悪いのが続きまして、最後に大変失礼ながら座ったままで本当に申し訳ありませんが、ちょっと簡単に。もう時間ありませんが、話しさせていただきます。

5年間お世話になりました。冒頭、部長が言われましたように、地域福祉の非常に見えづらい成果も分かりづらい、今やっていることがいいのかどうかも分からないという中で模索しながらやっていかなきゃならない分野、領域であります。ですから、その都度皆さんと協議しながら落とし所を見つけて、また振り返りをしながらしていくことが非常に大事になってきます。過去のずっと地域福祉の歴史を見ましても、良かれと思ってしたことが、後々、逆効果だったということがたくさんありますが、それはある意味しょうがないことではあるんです。要は、地域福祉は社会の状況に合わせて、その都度対応していますので、また地域の状況が変われば、当然、過去のものも通用しなくなる。ですので、前が悪かった、良かったという議論よりも、前向きに、ましてや失敗だったとかいうことでもないかなと思いますので、何か覚悟と可能性とありましたが、可能性をみて、見つけながら推進していただければと思います。ただ、悲しいかな、手短に終わりますが、過去日本では地域福祉の推進という点では、家族や住民への位置付けは過去を見ますと、やはり国の財政の理由で位置付けを変えられたりしてきた経緯もあります。高知市と高知市社協さんが、どこを見て誰を見て地域福祉を進めていくのか、それもその都度話し合えるような雰囲気、土壌は引き続き維持していただければなと思います。私たちの仕事の本質は忙しいということではなくて、やはりどれだけ成果を上げているかということが大事かと思えますので、私、高知を離れて九州に行きますが、お互いがんばりましょうという言い方は非常にちょっと高飛車ですが、そういった気持ちでいます。5年間どうもお世話になりました。どうもありがとうございました。

では、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

(司会)

委員の皆様，本日は活発なご協議ありがとうございました。

最後に，事務連絡をさせていただきます。次期計画の策定体制とスケジュールにつきまして，協議会資料 18，19 ページをごらんください。平成 30 年度は次期計画を策定する年となっておりますので，アンケート調査や意見交換にて，実態把握，意見収集をしながら市と市社協で次期計画の内容を検討し，この協議会で計画案の提示をさせていただきます。委員の皆様には，現計画の評価と次期計画案へのご意見を頂き，パブリックコメントを経て来年度末には次期計画を策定する予定となっております。そのため，来年度は 5 回協議会の開催を予定しております。今回は，平成 30 年 5 月の開催予定となっております。委員の皆様には日程が決まり次第お知らせいたしますので，ご出席をいただきますようお願いいたします。また，山村先生におかれましては，平成 25 年度より本協議会会長としてご協力をいただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして，平成 29 年度第 1 回高知市地域福祉計画推進協議会を閉会いたします。委員の皆様，本日は本当にありがとうございました。